

(様式第 6 号)

令和 5 年 7 月 19 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-6-9

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「浪華の輪夏祭り」事業を中止とする。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 6 年 2 月 28 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

会長 富井 俊明

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 6 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「野外活動研修」「映画鑑賞会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症等の流行および参加児童数の増加に伴い、事業実施体制が整わず実施が困難なため、「野外活動研修」「映画鑑賞会」の実施を中止する。

余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(令和 6 年 2 月 1 日開催の運営委員会にて承認)

(様式第 6 号)

令和 6 年 3 月 25 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町 6 丁目 5 番 30 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会
会長 浦野 皖次

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 9 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

延期としていた「青少年育成子ども育成」事業を中止とする。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 5 年 6 月 19 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津 1 丁目 1 番 61 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 金甌地域活動協議会
会長 服部 善次郎

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1 2 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ラジオ体操」事業を追加。

(変更理由)

新たに「ラジオ体操」事業を追加申請する。

(様式第 6 号)

令和 6 年 2 月 16 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19
(主たる事務所の所在地)
氏 名 道仁地域活動協議会
(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)
会長 飯野 修芳

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 17 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい喫茶」事業を中止。

(変更理由)

事業再開を模索していたが、会場が使用できず、準備不足のため今年度の実施を中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 6 年 2 月 1 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

会長 長谷川 清和

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 5 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい喫茶・子育て支援」「女性学級」「研修会」「美化活動・寄せ植え」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期し再開調整を行っていたが、体制が整わず実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。